

“社会を明るくする運動”にご協力を

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

ー第72回運動の推進に当たってー

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と、過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

例年、県内でも、街頭啓発活動や住民大会、防犯パトロールなど、地域に根差したさまざまな活動が展開されています。昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を十分にとりながら、街頭啓発活動や防犯パトロールなどの活動が実施されました。

この運動に携わっておられる保護司や協力雇用主などの皆さまの熱意とご努力に心から敬意を表するとともに、厚くお礼申し上げます。

県では、これまで、「地域生活定着支援センター」を設置し、刑務所などを退所する高齢者や障がいのある人並びに、起訴猶予、執行猶予となった人が、必要な福祉サービスを利用できるよう支援を行うとともに、非行などの問題を抱える少年たちの就労支援や居場所の確保などに取り組んできました。

また、令和2年度に設置した「性暴力加害者相談窓口」においては、再犯防止専門プログラムの実施や生活自立支援などにより、性暴力加害者を再犯防止と社会復帰の両面で支援しているところです。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちが孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域の中で「働き」「暮らし」「育てる」ことができる社会を構築するためには、県民の皆さまに、“社会を明るくする運動”に対する理解を深めていただくとともに、地域に根差した諸活動をさらに充実させることが重要です。

今後とも、国、市町村、民間の団体やその他の関係者の皆さまと連携協力して、“社会を明るくする運動”の一層の推進を図り、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちに対する、息の長い支援を行ってまいります。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年 〇月〇日

第72回“社会を明るくする運動”福岡県推進委員会委員長
福岡県知事 服部 誠太郎